

平成21年度 第3回  
東京都商品等安全対策協議会  
議事録

平成21年10月15日(木)

都庁第一本庁舎 42階特別会議室C

## 18時00分開会

**生活安全課長** 委員の先生方、こんにちは。生活安全課長の荒木でございます。いつもお世話になります。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第3回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の先生方、特別委員の先生方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

最初にご報告申し上げますが、本日遅れてくる委員の先生方、鎌田委員、小林委員、持丸副会長が、30分ほど遅れて参ります。それから、山中特別委員ですが、先ほど診察を終えられたということで、残念ながら、本日はご欠席でございます。ご了承ください。

それでは、議事の前に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、3点ございます。「ライターの子供に対する安全対策 報告書(案)」が本日のメイン資料で、資料11でございます。それから、「協議会報告に基づく都の対応(案)」が、資料12でございます。3番目の資料として、第4回協議会開催までのスケジュール(案)でございます。番号で言いますと、資料13でございます。よろしゅうございましょうか。

それから、参考といたしまして4点ございます。「米国及びEUの基準の比較」が、参考10でございます。これは、前回お示しました参考4を改訂したものです。2番目の参考として、海外の状況調査をいたしまして、その結果が上がってきました。「海外の状況調査(抜粋)」で、参考11でございます。3番目、「危害情報から見たライターの事故(国民生活センター)」で、参考12です。4つ目の参考、「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」、消費者庁の資料で、これが参考13。以上でございます。

それから、議事録ですが、こちらは10月7日にホームページにアップいたしました。

では、これより詫間会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

**詫間会長** どうもありがとうございました。今、資料のご説明をいただきましたとともに、残念ながら、お二方が少し遅れて来られるということと、診察の関係で山中委員が本日はご欠席となります。資料等は事前にお送りしてありますし、また、本日の議事録も後でお送りして、いろいろご意見をいただければと思います。

それでは、本日は、未定稿かつ報告書案となっておりますが、事務局の方に大変ご努力いた

いて、「ライターの子供に対する安全対策報告書」の骨格を資料11として出させていただいております。それが主立った検討の内容になると思いますが、議事としては、「ライターの子供に対する安全対策の検討」を全体的に行うということですが、同時に、この報告書は3部で構成されています。それぞれの部についてご意見を賜りながら、検討していただくという手順を進めさせていただきたいと思っております。

会議次第が資料の一番上に載っていると思いますが、議事としては、(3)今後の予定、(4)その他ということで載せてあります。繰り返しになりますが、報告書案をもとにお話を進めさせていただきたいと思っております。

まず事務局から、今申し上げた関連の資料のご説明を簡単にお願ひできればと思っております。

**安全担当係長** 安全担当の丹野でございます。それでは、「東京都商品等安全対策協議会報告書(案)」についてご説明いたします。

まず、お手元にあります資料11をご覧ください。この資料の取り扱いですが、表紙に記載してありますとおり、未定稿ということで非公開とさせていただきます。よって、お取り扱いにはご注意くださいと思っております。また、本資料は、委員及び特別委員の方々限りとさせていただきますので、ご了承いただければ幸いです。

それでは、資料11をご説明いたします。

これは報告書案になっておりまして、1枚おめくりいただきますと、目次が出てまいります。こちらの目次をご覧くださいますとおわかりのように、この報告書は3章で構成されております。1章が「ライターの安全対策の必要性」、2章が「ライターの子供に対する安全対策における現状と課題」、3章が「ライターの子供に対する安全対策に係る今後の取組についての提言」です。

最初に、3章のうちの第1章目、「ライターの安全対策の必要性」から説明したいと思います。目次を1枚おめくりいただきますと本文の1ページ目があります。「1 ライターの子供に対する安全対策の必要性」です。13ページまでが第1章となっておりますが、13ページまでに述べられていることのエッセンスが凝縮されているものが1ページ目になりますので、1ページ目をざっとご説明いたします。

最初に、2行目から3行目にかけて、火遊びの件数が717件、そのうちライターを使用した件数が512件で72%を占めるということが書いてあります。さらに、4行目から6行目で、火災全体の件数は減少傾向にある中、火遊びの件数は横ばい。その中で、ライターを使用した件数は増加傾向にあるということを述べております。さらに、7行目から8行目にかけて、これらの火災は、命を奪ったり、建物が延焼するなどの重大事故につながるが多いということを述べております。

次の9行目から16行目では、海外の取組状況について述べております。これまでもご説明しておりますアメリカやEUの規制の状況、その効果について取り上げております。そして、17行目から18行目にかけて、日本においても、アメリカやEUなど同様の規制が行われれば、不幸な事故は相当数防げたと推測され、事故を防止するための対策を図ることは急務の課題であるということで、今回は協議会でライターの子供に対する安全対策について取り上げたということを述べております。

その理由として、以下の3点ということで、1ページの下のほうに、「第一に」、「第二に」、「第三に」とありますような記述をしております。

まず、「第一に、子供のライター使用による火災の件数は増加傾向にある。」、「第二に、このような火災は死者・負傷者が出る、建物が延焼するような重大な事故につながるケースが多い。」、「第三に、日本には、欧米などのようなチャイルドレジスタンス機能に関する規制がないため、子供でも簡単に操作できてしまうライターが流通している。」ということでございます。

この1ページ目に記載している内容を裏付けるデータとして、2ページ以降の記述になっております。まず、清水委員からご提供いただきました資料をもとに、子供が関係したライター使用により発生する事故の状況について述べております。こちらは、いただいたデータをそのまま引用させていただいております。

4ページ目をご覧くださいますと、こちらでは、火災の事例ということで、直近の平成20年の、死者2名が発生した火災事故の概要について、清水委員からご提供いただいた資料をそのまま引用させていただいております。

そのほかにも同じような事例があるということで、5ページの表4に幾つか火災の事例について載せております。

続きまして、6ページの下の方に、「イ 各消費生活センターへの相談状況」ということで、こちらは、7ページの表5に、「各消費生活センターへの相談状況」ということで、過去10年間に相談があった概要について載せております。

ここまでの情報につきましては、第1回目の協議会においてご説明した内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、8ページの中ほどから、「ウ インターネット消費者アンケート調査結果」があります。こちらは、今回初めてご提示する資料になっておりますので、簡単にご説明させていただきます。

私ども生活安全課では、身の回りの商品によるヒヤリ・ハットを含めた事故体験を掘り起こすために、インターネットアンケートにより情報の収集・分析を行うという事業を今年度から新規で始めております。そのインターネットアンケート調査は何回かに分けて行う予定ですが、今年8月には、幼児

の身の回りの危険に関する調査を実施しました。特にライターに特化したというわけではなくて、幼児の身の回りの危険に関する調査ということで実施しております。その調査の中でライターに関する記述がありましたので、そのご紹介をこの中でさせていただいております。

このインターネットアンケートですが、調査対象は、(ア)にありますとおり、東京都内の1歳から6歳の子供がいる4,000世帯で、調査期間は今年の8月5日から24日までということで、ライターに関連した危害やヒヤリ・ハットの体験の具体的事例について、自由回答方式で訪ねたところ、回答が、表6及び表7のとおりありました。こちらに載せているのは、ご回答いただいたものの一部分です。

まず表6は、実際に危害を受けたという事例です。表6の最初に出てくる2歳・男児の例ですが、息子が、引き出しの奥にしまってあった父親のターボライター(使い捨てタイプ)を持ち出し、いじっていたところ、火がついてしまい手のひらを火傷してしまったという事例です。さらに、その2つ下の3歳・女児の例です。子供たちがいたずらでライターで遊んでいるうちに火傷をしたということです。これは実際に火傷をしてしまった事例です。

その下の表7では、ヒヤリ・ハットということで、危害には至らなかったけれども、危険な目に遭った、そういった心配があるというような事例です。表7の上から2つ目の1歳・男児の事例ですが、床に落ちていたライターをいじっていた。その下の3歳・男児。ごみ箱に火をつけて、大火事になるところだった。その下の1歳・女児。ライターで遊んでいた。その下の2歳・男児。テーブルの上のライターをさわっていた。さらに、一つ飛ばして4歳・男児。家族の者がタバコを吸うが、ライターをテーブルの上に置きっぱなしだったため、子供がいたずらをし、カレンダーを燃やしそうになった。また一つ飛ばしてその下の1歳・女児。1歳の娘が、夫のしまい忘れたライターを手にとって遊んでいた。すぐ気がついたので何事もなく済んだ。一番下の1歳・男児。ライターで火遊び等をして火傷をしそうになったということでございます。

この結果から、1歳児や2歳児でも、ライターを操作して点火している様子が伺えるかと思えます。

9ページまでが、子供によるライターの事故の様々な情報などです。

続きまして、10ページ目からは、以前よりお話をさせていただいております海外の状況について調査した内容をまとめたものになっております。この調査は、10ページの一番上に記述してありますとおり、財団法人自治体国際化協会の世界7カ国にある事務所に依頼して行っております。この調査以外にも、以前から文献調査などでお示ししております調査の結果なども含めて、「(3)海外の状況」で述べております。

まずアメリカの状況です。第1回目の協議会においてご説明した内容に新たに加わっていたり、訂正されていたりするの、(ア)適用対象の4行目、工場出荷額が2ドル未満と以前はお示しま

したが、最新の情報では2.25ドルになっているようです。その下の「(ウ)試験方法」ですが、1点目の「幼児パネル(100名)」というところで、幼児パネルの男女比がおおよそ出ているそうです。男の子対女の子が2対1ということのようです。

次に、11ページの最初に出てくる「試験の実施」のところ、実際の実施状況が把握できております。読み上げます。「CPSCは独自では試験を実施せず、試験を行う施設も持ってはいない。試験については、生産者の義務となりCPSCは試験を受けられる施設を紹介し、生産者は試験を受ける施設を選択できる(海外を含め)」、海外というと、やはり主な所は中国のようです。「海外の場合は、CPSCの基準をクリアする内容と、英語によるレポートを作成することが条件となる。試験施設を調べる場合は、CPSCのウェブサイト上では検索できず(リストは出していない)」、リストは出していないので検索はできません。「CPSCに問い合わせるか、American Society for Testing and Material (ASTM)から、会員になる等の条件を持って情報を取得できる。試験方法については、それぞれの施設が独自で行うため、幼児のリクルートもその試験施設がそれぞれ独自で行っている。」ということのようです。

さらに、その下の「(エ)基準実施による効果」ということで、細かい数字をいただきましたが、こちらは第1回目の協議会で既にご説明した内容のとおりとなっております。以上がアメリカの状況です。

続きまして、その下の「イ EU」です。EUについては、フランスにパリ事務所、イギリスにロンドン事務所がありまして、この2カ所の事務所に調査をお願いしております。EUでは、平成14年5月25日にチャイルドレジスタンス基準を承認し、同年12月までに各国の規格として、その後、平成18年5月11日に欧州委員会決定により国際規格のEN ISO 9994:2002とEU基準であるチャイルドレジスタンス基準13869:2002の双方が義務付けになったということです。このあたりの細かい日にちまでも調査していただいております。

「(ア)適用対象」ですが、12ページの一番上のところから記載されております。この基準が適用されるライターの種類は、「タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品のうち、次に該当するもの」となっておりまして、1点目の項目が新たな情報となっております。「充填式で最低5年間の耐用年数、2年間の保証期間を有し、EU加盟国内でアフターサービスが行われるライター以外のもの。」ということになると、比較的高価なものは除かれるというところからいえるのかなということですが、

2点目は、工場引渡し価格が1.75ユーロ未満ということで、これも最新の情報で1.75ユーロ未満ということのようです。

その下のノベルティーライターについては、第1回目の協議会でご説明したとおりです。

続きまして、「(イ)要件」ですが、アメリカでの要件にプラスして、「ノベルティーライターは、それだけで不可」というところは、これも第1回目でご説明したものと変わっていません。

「(ウ)試験方法」です。試験方法はアメリカの場合と同じですが、こちらもある実際の試験の実施状況について調査結果をいただいております。12ページの中ほどにあります「試験の実施等」のところですが、試験は、加盟国政府より認可を受けた試験機関で行う。また、他国の試験機関で行われ、承認を受けた試験報告書の提出でも可ということです。

EUでは、平成18年12月にガイドラインを作成し、加盟国のチャイルドレジスタンス規格のコンプライアンスをいかに確認するかの指針を示しております。これによれば、  
として、行政による確認は、まず書面による確認。  
として、モニタリング等による実物の確認。  
として、製造業者の安全基準を満たすテクニカルパラメーターが正しいかどうかの試験。  
として、子供のパネル試験ということで、この順番で行うとされているようです。各チェックは段階的に行われるものであり、つまり、  
、  
を満たさない製品に対して、最終手段として 子供のパネル試験が実施されます。

また、下記の記述により、子供のパネル試験は必要最小限に行われるべきものと位置づけられているということで、「下記の記述」とは、12ページの下の2つの項目です。圧電式ライターの場合など、着火されるのに必要な力がチャイルドレジスタンス基準を満たしているかは、簡単に測定し得る。子供のパネル試験が必要となる場合はまれであり、チャイルドレジスタンス適合品であるかどうかは、  
の試験でほとんどの場合要件を満たすと。

以上が試験に係る状況で、EUの実情です。

なお、参考10ということでA3判の横の資料、これは参考4を改訂したのですが、この海外の状況調査の内容を受けて最終的に改訂したものが参考10です。黄色でマーカーしてある部分が、今回加わったり変わった部分です。これも後ほどご覧いただければと思います。

次に、13ページをご覧ください。「ウ その他の国」です。その他の国の状況として、アメリカやEU以外の国の状況について述べております。

まず、「(ア)オーストラリア」です。平成9年3月1日よりアメリカと同様の基準を施行しています。オーストラリアでは、ライターを生産していないということで、流通するライターはすべて輸入品となっています。そのため、試験は自国では実施しておらず、輸入事業者は基準をクリアした製品を輸入することになります。

続きまして、「(イ)ニュージーランド」です。こちらもある平成11年5月15日以降に販売されたライターにアメリカと同様の基準が適用されています。ただし、適用されるライターの範囲ですが、アメリカよりも広がっておりまして、燃料が再充填可能なものも含まれます。オーストラリアの場合と同様、ニュー

ジールランドでもライターは生産していません。したがって、流通するライターはすべて輸入品ということで、試験は自国では実施しておらず、輸入事業者は、基準をクリアした製品を輸入することになっているようです。

続きまして、「(ウ)中華人民共和国」、「(イ)大韓民国」、「(オ)シンガポール」の3カ国につきましては、チャイルドレジスタンスに関する基準はありません。中国、シンガポールでは、自国でライターを製造し、輸出もしているようです。

今ご説明した海外調査結果の原本ですが、参考11として付けておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

第1章の中で、今回新たにご紹介した情報の部分について詳しくご説明させていただきました。以上で、第1章の説明を終わります。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

インターネットにおける4,000世帯を対象とした調査と、最後のほうにご説明していただいた海外での新しい情報をさらに加えていただきました。世界7カ所の事務所において、大変ありがたい調査をしていただきました。これを独自に調査したら大変な経費がかかります。貴重な、2.25ドルということ、1.75ユーロ未満であるということあたりは、やはり現地の方に確認していただかないとわからない情報ですね。

ただいまのご説明につきまして、委員、特別委員の先生方から、ご意見、ご質問をいただければと思います。

まず、基本的なデータについては、火遊びの72%がライターによるということが一つのポイントですね。また、火災の中の76%もということですが、ライターによる火遊びの中の72%ですか、ライターが大きな割合になっていますけれども、大きなファクターを持っているということがわかります。

清水委員がいらっしゃいますが、東京消防庁からいただいたデータによると、ライターによる火遊びが増えているようなデータがあったと思います。これは転記ミスがあると大変ですが、コピー・アンド・ペーストで写しているのか、それとも、転記しているのでしょうか。コピペであれば、もとの間違いがいなければ大丈夫ですが、手作業で入力すると必ずどこかしら間違ってしまうので、

その辺、清水委員からもう一度、ご確認方々コメントをいただければと思います。

**清水委員** 今、手元にデータがないので、これを持ち帰りまして、数字、記載内容等に誤りがないかどうか、もう一度チェックいたします。

**安全担当係長** よろしくお願いいいたします。

**詫間会長** データの間違があると、突っ込まれたときに逃げようがないのでね。ほかのことは何



とか言い逃れができますけど、数字についてはどうしようもないので、足したら100%にならないとかよくありますけど。

それで、少し気がついたのですが、4ページに載っております事例は、去年の1月、お母さんがタバコを吸っておられて、テーブルの上かどこかに、ノベルティーに近いライターだったと思いますが、2歳の男の子が直接火遊びをしたようで、写真にありますように、ぶら下がっている洗濯物に火をつけたと。この事故では2人が亡くなっていて、兄弟だったような記憶がありますが、もう一人は何歳で、性別がわかればと思います。2歳の男の子が亡くなったことは確かなので、そのことは書いてありますが、記事をもう一度確認していただきたいと思います。2人亡くなっていますので、「死者2人」のところに、括弧をつけて、2歳の男児と、もう一人。この記事は主要新聞に載っていましたからね。

これは、原票は東京消防庁のほうにあるんですか、あるいは、警視庁かどこですか。

**清水委員** 私どもが提供させていただいた資料がそのままここに掲出してあります。「死者2人」の内訳は、2歳男児と1歳男児です。

**詫間会長** それを注で付けていただいてもいいですけど。プレスリリースのときなども、2人と書いてあるけど、もう一人はどういうお子さんだったかと聞かれると困りますので。それと、2人で遊んでいたということも一つの問題ですが。

では、また、問い合わせ等をお願い申し上げたときによろしくご確認いただきたいと思います。

そういう痛ましい死亡のほかにも、消費生活センターへの相談状況ということで、事故で言うと、死亡事故の次の重症事故のような感じのものが7、8ページにも載っていますね。これはノベルティーライターが多いですね。ここに載っている範囲では、普通のライターよりも、チェロ型、ピストル型、キャラクターの絵があるもの、ライフル型など、ノベルティーのほうがこの事例の中では多いことがすぐにわかります。

これは山上先生のほうですか。危害情報室のほうからもいただいたのでしょうか。

**山上委員** 鎌田委員からご指摘もあるかと思いますが、6ページの「イ 各消費生活センターへの相談状況」のところですが、独立行政法人国民生活センター消費生活相談データベースが正しいのではないのでしょうか。PIO - NETのことと思います。それだとすると、全国消費生活情報ネットワークシステムが正式名称です。

**鎌田委員** 全国消費生活情報ネットワークシステムです。

**山上委員** そのネーミングにしたほうがよろしいのかなと。PIO - NETというのは通称であって、きちんとした名称がありますので、それに直したほうがよろしいのかなということが1点です。

表を読ませていただいてびっくりしたことは、子供が遊ぶガチャポンの中にライターが入っていると

いうことは、安全性の前の段階ですので、もしかすると、後段に出てくる事業者等への提言になるかもしれませんが、この相談状況を見てびっくりしました。そもそも、ガチャポンの中にライターが入っていること自体がおかしいですよ。ガチャポンは子供が遊ぶものだと思っていますので、こうしたところをちょっと指摘していったらいいのかなと感じました。

**詫間会長** そうですね。先ほどの説明の中にもありました9ページの表7、これは事故には至らなかったヒヤリ・ハット、ニアミスのようなことですね。これが、1歳のお子さんが結構事故を起こしかけているようですね。携帯などでも、1歳用というか、1歳前後の子でも、かなり精巧のおもちゃがあって、結構、押して遊べるんです。それでちょっと練習すると、今度はお父さんのものも平気で操作して、自分の写真を見たりとか、1歳でも操作していますから。

先生のお孫さんもそうだと思いますけど。

**山上委員** 1歳3カ月になりましたが、突然、電話がかかってきたけど、そのときは出られなかったので折り返しましたら、子供がさわって押してしまったという経験も1回ありますので、1歳3カ月でもこういう操作をするので、おもちゃとして与えてはいけない部分ですけど。

**詫間会長** また、ものすごく興味津々です。親がしょっちゅういじっているから。ですから、これは全然不思議ではなくて、1歳の女兒とか1歳の男児、1歳前後というのは、そういうことは頻回に起こり得ることですので注意しなければいけないことかと思います。

**持丸副会長** 確認ですが、アメリカのCPSCの試験は、基本的に子供のチェックをしていて、EUはその前に3段階のステップを踏んでいるということが調査結果であると考えていいですか。

**安全担当係長** はい。それぞれの事務所からいただいた結果では、ここまでの情報です。

**持丸副会長** わかりました。

**詫間会長** 常駐しておられますから、さらに詳しいことがあればまた問い合わせさせていただくことができると思います。荒木課長さんご自身もパリにおられたわけですからね。EUについてはね。

アメリカは、2002年からCPSCがきちんとしたものを出していますね。EUも、そのころと2006年にきちんと固めたというわけですが、他国のことは言えませんが、アジアの中華人民共和国、大韓民国、シンガポールは基準がないということで、特に中国は、日本の半分以上はそこから来ているわけですから、本当は国際的にも何か協定して、いきなりEU並みにはいきませんが、こういう規格があるというくらいのことはご通知したほうがいい感じがします。

アメリカは、そういうことにだいぶ被害が下がってきたということですが、ただ、数が多いのは、人口が3倍以上ですからね。私がいたころはまだ2億人くらいでしたけど、今は3億人を超えていますので、それを勘案して3分の1で割らなければいけないので、そういうふうにお考えいただくとよしい

かと思えます。

試験方法等について、何かございますか。

**持丸副会長** この試験をパスした事例は公開されていますか。売っているものはパスしたということでしょうけど、それは何かありますか。

**仲野委員** CPSCは、番号リストをネットで公開しております。

**持丸副会長** 逆をかえせば、欧州などは、それを見ていると、こういうものは試験をせずにパスするから、まあいいだろうとか、そういうことを3段階でやっているということでしょうか。

**仲野委員** たぶん、サティフィケーションの番号だと思いますが、その番号リストがネットに載っていますので、それで照合しているのかなと思えました。

**持丸副会長** わかりました。ありがとうございます。

**仲野委員** 全体的なことについて、業界の考え方をもう一度お話しさせていただきたいと思えます。

この委員の中にも既にご存じの方がおいでかと思えますが、一昨日、神戸で悲しい事故が発生しております。2歳と10カ月の男児2人が亡くなっております。これについては、業界としては非常に悲しいことと考えておりますが、このようなケースが、ライターが問題があるとか、ライターが悪いとかいうご批判の声があるとすると、業界としてはいささかの戸惑いを覚えます。

このような事故をなくすためには、火に対するしつけ、教育を徹底して行っていただくことが重要ではないかと考えております。また、火の怖さを理解できないような年齢層に対しては、その監督者がきちんと、子供がライターを手に触れないように監督する、あるいは、子供が火遊びをしそうなようなケースでは、子供さんだけ残して外出しないというようなことをぜひお願いしたいと考えております。

国際的なライターの安全基準では、子供に対する警告表示を最重要の項目として基準の中に盛り込んでおります。「Keep out of the reach of children(子供に触れさせないでください)」という警告表示を、他の表示とは異なって目立つように、文字の大きさを大きくしたり、文字の色を変えたりして特に強調するようにと基準では求めています。

ですから、私たちライター業界としては、このような消費者エデュケーションというバックグラウンドのもとにライター側として何らかの機能を付加することによって、子供が使いづらいような製品の開発について協力をしていきたいというのが業界の現状です。

改めて申し上げさせていただきたいと思えます。

**詫間会長** 神戸の事故ももう少し詳しい事務局のほうで調べていただくなり 仲野委員からも情報をいただくということですが、すべての道具は、使い方によって、ものすごく危険なことにも使え

るし、安全にも使えますが、おっしゃるとおり、危険な使い方をしないように指導することは、コンシューマーエデュケーションの重要な目標であることは確かだと思います。ただ、裁判のときなどがそうですが、法律上の瑕疵の問題があって、少しさわったら爆発したとか、引火性の強いものが入っていたとか、はじめからそのライターに瑕疵があった場合は、裁判をしても負けるに決まっていますけどね。そういうことはないと思いますが、そのところは業界、製造業者のほうでチェックしていただくということは必須ですが。

前にも出していただいたと思いますが、今の段階で、業界さんのほうで自主規制的に、ある程度のことの、規制という言葉がいいかどうかわかりませんが、そういうものがあればまた理解 前にも一度出していただいたような記憶がありますが。例えば、オフィス家具とかアパレルなどについては相当ありますね。この協議会からの刺激もあって、さらにそれを精密にされたということがありますが、そういうものも少しずつ出していただくなり、固めていただくことも必要かと思いますが、その辺の動きはいかがでしょうか。

**仲野委員** お言葉を返すようで申し訳ありませんが、業界の基準でこの問題に対応することは、業界としては受け入れられないと判断しております。というのは、再三申し上げているように、5億数千万個のライターが日本国内で流通しているわけですが、業界の検査制度に絡んでいるものがそのうちの約半分ですので、協会の会員だけにこういう仕組みを取り入れるというのは、非常に難しいと判断しております。

**詫間会長** もちろん強制はできませんね。そちらの協会自体が基本的にはボランティアなものですから。ただ、公共性は相当持っておられるので、一度に全部に網をかぶせるという言葉は悪いですが、輸入のものは全然かぶせられませんよね。ほとんどが中国から来ているとすれば、部分的にできるところでも、多少、それは希望というか、勧告というか、アメリカ流の考え方ですが、そういうことでも、何もしないよりは役に立つのではないかと思います。

**仲野委員** ライトーの安全基準というのは、いわゆる2階建てになっていまして、1階でISOの国際基準、いわゆる炎の高さが高すぎではいけないとか、高温に置いておいて爆発してはいけないとか、そういう安全基準がいろいろあります。その上に、いわゆるチャイルドレジスタンスの部分がありますので、1階部分は業界の検査制度を持っていますが、2階のCRの部分については、業界独自で規制を実施することは非常に難しい問題であると判断しております。

**詫間会長** 規制は難しいでしょうけれども、例えば、今ご紹介いただいた、アメリカのCPSC等の参考情報として流すとかいうことは、協会としては、行っても別に悪いわけではないでしょう。

**仲野委員** はい。

**詫間会長** そうすると、心あるメーカーはそれをかなり主体的に受け取ってくださるところも出てくるのではないかと思います。知らないところも多いですからね。それとも、みんな調べておられますか。

**仲野委員** 現状では、日本に流通しているライターはほとんどが中国生産でありまして、中国のメーカーは、既にヨーロッパやアメリカに輸出しておりますので。

**詫間会長** そういう場合はもう検査されていますよね。

**仲野委員** そうですね。ヨーロッパやアメリカで流通している商品は、その国の基準に対応した商品になっていると思います。ですから、日本で規制ができたと仮定して、商品としての対応は可能ではないかと思っております。既にアメリカやヨーロッパに輸出されている商品を日本が輸入すればいいのかなと思っております。

ただ、そのことはコストアップにつながりますので、協会の会員だけがその部分を強いられるということは、競争力で問題が生じますので、会員さんの理解を得ることは難しいと思います。

**詫間会長** そこが、今、エコ商品等もそうですが、そういうことをしていることによって付加価値が出るという時代が来ますので、そこは前向きに考えていただけるとありがたいと思います。

**持丸副会長** 1点だけ確認させてください。

1階部分はISOになっているのかもしれませんが、日本では強制力はないんですか。

**仲野委員** 強制力はありません。

**持丸副会長** ということは、半分はやっていないかもしれない？

**仲野委員** はい。

**持丸副会長** わかりました。

**詫間会長** もう一つは、日本がいろいろなところで遅れているものだから、先に言い出したところが、ISOにしても、その基準をつくってしまうんですね。アメリカやヨーロッパに都合がいいと言っては悪いですけど、それに日本は従わなければいけない。製品などでもそうですね。JISの規格とか。この間、1点だけ、松下さんががんばって日本が主導した規格が、歴史的に1つ通りましたけどね。そういうスタンダード　こういう協議会の価値はそういうところにもあって、早くから検討していれば、国際会議のときに意見が言えて、それこそ対等に、こういう規格がいいとか、こういう規制がいいということが言えますが、後れていると、先にどんどんヨーロッパとアメリカで相談して決められてしまって、日本はそれに従わなければいけない。ほかのことも全部そうですが。

そういう状況が一方ではあるのでご理解いただきたいと思うし、そういうことにならないようにするという意味でも、こういう協議会と、松本先生が会長を務められている消費生活対策審議会が先進的

な意味があると思います。

そういうことで注意を喚起していただければありがたいと思います。

では、2章に進ませていただきたいと思います。特にご指摘があれば、最後のところで繰り返しておっしゃっていただいて結構ですので。

丹野係長、お願いします。

**安全担当係長** それでは、第2章についてご説明いたします。資料11の14ページをご覧ください。「2 ライターの子供に対する安全対策における現状と課題」でございます。

まず、14ページに、前文ということで1行目から記載してありますが、1行目から2行目にかけて、ライターにチャイルドレジスタンス機能を付加する規制を行う対策のことを「チャイルドレジスタンス対策」と定義しておりまして、今後の文章中では、その言葉を使って述べております。

この章の中では、火遊びによる火災の実態やライターを取り巻く現状などを分析して、子供に対する安全対策を実施するための課題を整理することを行っております。まず、「(1)行為者年齢別にみた火遊びによる火災の実態」ですが、こちらも清水委員から御提供いただきました資料を用いて作成しております。アでは、火遊びによる火災は4歳以上からが多いこと。続きまして、15ページのイでは、人的被害が生じた火遊びによる火災の発生状況については、6歳以下で発生の割合が高いこと。ウの延焼拡大した火災の割合については、7歳以下で高いこと。続きまして、16ページのエについては、火遊びのうちライターを使用したものに限って分析しておりますが、5歳未満での死傷者の発生率が高いことを述べております。この発生率ですが、火遊び以外の他の火災の死傷者の発生率と比べてもかなり高い割合であると言えるとしております。それらを踏まえて、17ページの「オ 火遊びによる火災の発生状況からみた安全対策における課題」ということで、ここでまとめております。

この部分を読み上げます。（省略）ということで、協議会としての一定の課題ということでもまとめております。

続きまして、「(2)国内に流通するライターの状況」です。こちらでは、仲野委員からご提供いただきました資料を用いさせていただきます。まず、17ページの下の方から19ページにかけては、「ア ライターの分類」ということで、以前提供いただきましたライターマニュアルという資料をもとに作成しております。

続きまして、19ページの「イ ライターの流通量」は、前回の協議会でご説明した内容をそのまま載せております。まず(ア)で国内の流通数量について、続きまして、20ページの(イ)国内の流通額をお示ししております。さらに今回、21ページの(ウ)ということで、ライターの単価を、数量と価格から割

返せば出てきますので、そうしたことでライターの単価を出しております。その結果については、22ページの表17にあります。

こちらの結果から見ますと、平成19年と比較して平成20年は、注入式、ディスポーザブルともにライターの単価が下がっております。市場価格も連動して下がることが想定されますので、より安価なライターが流通している可能性があるということ。また、ディスポーザブルライターと比較して高価である注入式ライターは、輸入品の単価と国内生産品の単価を比較すると、輸入品が10分の1程度になっておりまして、安価な輸入品の注入式ライターが市場に出ている可能性があります。

以上の結果を踏まえて、22ページの「ウ ライターの流通状況からみた安全対策における課題」でまとめております。こちらを読み上げさせていただきます。（省略） ということで課題をまとめております。

続きまして、23ページからの「(3)国内に流通するライターに関する規制の状況」についてです。こちらでも仲野委員からいただいた資料を用いさせていただきます。まず、ライターに関する法的な規制はないということで、業界の自主基準として、日本喫煙具協会で定められましたシガレットライター安全基準と、製品安全協会で定められました携帯用簡易ガスライターの認定基準について説明しております。そちらの説明が23ページから25ページにかけてです。こちらは前回ご説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、25ページの中ほどからは、法律に関することの記述がございます。まず、ライターを規制する場合にはどういった法律があるかということで挙げているのが消費生活用製品安全法です。こちらのご説明も前回したので省略させていただきます。

26ページの表19の下の部分の記述です。ライターを消費生活用製品安全法により規制することのメリットとして、危険物であるライター全般の安全対策が図られること、年間6億個以上流通しているライターの総量を抑えられることなどがあるということ。もう一つのメリットとして挙げられますのが、チャイルドレジスタンス対策により、ライターの着火操作が複雑化するなどすれば、その副次的効果として、例えば運転席やコインロッカーなどでライターが予期せず着火するような火災の減少も期待することができるということです。

このような、予期せずライターが着火してしまうような火災については、東京消防庁が把握されているだけでも年間10件から20件あるということで、前回、清水委員からもご説明がありました。同様の事故情報ですが、国民生活センターや消費者庁にも寄せられているということで、「参考1」と「参考2」を付けさせていただきます。参考1は、国民生活センターにおいて、平成15年2月に報道発表された「危害情報から見たライターの事故」の抜粋を載せております。この報道発表の資

料そのものは、参考12でお示しております。こちらは後ほどご覧ください。この参考12の抜粋版が27ページの「参考1」です。

見ていただきたいのは、印の「主な事故事例」です。1点目として、道路工事現場を監督中、作業着の胸ポケットに入れていたライターから発火したということ。あと、コンビニなどで売っている100円ライターをタバコのケースに入れ、それをカバンに入れて持ち歩いていたら、通りがかりの人に、かばんから煙が出ていると言われたというケース。車のシートの上にライターが落ちて発火し、車が少し燃え、火傷を負った。また、年齢はわかりませんが、10歳未満の女の子が、車内にあったライターで火遊びし、座席に火がついて全身に3度の火傷を負った。火傷範囲は約45%で亡くなられたということです。

さらに、その下の「問題点及び留意点」で、当時の国民生活センターの認識ということで挙げておられる点です。まず、構造として、ライターを荷物の中に入れて持ち運んでいるときや、自動車内のダッシュボードに入れておいたときに、ライターから発火した事故が発生している。点火方式が1段階式のライターは、衝撃や周囲にある物体に接触して点火してしまうことが考えられる。あと、子供の事故についての問題意識ということで、スーパーやデパートなどの玩具売場やゲームセンターのゲーム機などによっては、子供でも簡単にライターを手に入れることができる。中には、ピストル型やキャラクター商品の形をした玩具型ライターもあり、子供がライターをさわっているうちに点火してしまう事故が発生している。また、子供が大人のまねをして火をつけたり、ライターは火がつくものということを理解しないうちにライターをさわってしまい、事故になることも考えられる。点火方式が1段階のものよりも、複数段階の操作を踏まえた上で点火するなど、点火に至る操作を複雑化すれば、子供の事故を少なくすることができると思われるということでございます。

続きまして、「参考2」では、消費者庁が公表している重大事故に係る情報ということで、9月16日分と30日分に公表した中で、ライターに関する事故情報が1件ずつあります。こちらの資料そのものは、参考13として付けております。こちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

消費者庁が発表した重大事故は、ライターの火災事故だけではなくてほかにも多くありますが、そのうちライターにかかわるものとして2件載せてあります。それが表20で、まず、上の段の事故事例は9月16日に消費者庁が発表したものです。輸入品ガスライターのホイールを回転させたところ、ライター全体が炎に包まれ、ライターを持っていた左手の甲の毛が焼け焦げるということで、こちらは治療に1カ月を要する重大事故になっております。

続きまして、30日公表分の下段ですが、買ったばかりのガスライターを台所の収納庫の引き出しに入れていたら、突然、音をたて炎と煙が出たというものです。



ということで、東京消防庁のほうで把握されているもの以外にも、さらに消費者行政の側面からと  
いうことで、国民生活センターや消費者庁のほうでもこうした事故情報を公表しているということです。

続きまして、28ページの中ほどから下の「(1)他の法律による規制」ですが、現在の状況では、消  
費生活用製品安全法などの既存の法律以外で規制する場合には、それに特化した法律を制定す  
ることが必要になるのではないかと、簡単に述べております。

最後に、「ウ 国内の規制の状況からみた安全対策における課題」ということでまとめております。  
こちらを読み上げます。(省略) ということでございます。

今まで、(1)から(3)で様々な現状と課題について述べてまいりましたが、それ以外の課題というこ  
とで、「(4)その他の課題」ということで述べております。

まず1点目が、「ア 試験の実施」です。「国内においてチャイルドレジスタンス対策に関する試験  
を実施したことがある機関はない。当然、規定がないのでそのとおりですが、法律により規制するた  
めには、試験方法の確立が不可欠であり、そのための体制整備が必要である。今後、アメリカやE  
Uなどの状況を勘案し、国内における試験機関の整備などについて検討する必要があると考  
える。」と述べております。

続きまして、2点目が「イ 輸入品への対策」です。「国内に流通するライターは輸入品が大半を占  
める。そのため、輸入品に対して実効的な対策を行うことができなければ安全対策が図られたとは  
言えない。業界団体の自主規制では、その団体に加入している事業者にしかな規制の範囲が及ば  
ないため、すべての輸入品への対策は不可能である。よって、国内に流通するライターをすべて網  
羅して規制するためには、法律による規定が必要であるとする。仮に規制する法律が消費生活  
用製品安全法であるとすると、同法には立入検査に関する規定があるため、違反品に対するチェッ  
クも実施可能となる。」と述べております。

「ウ 販売方法の検討」です。こちらも仲野委員からご提供いただきました資料を用いて、今回新  
たに、表21を作成しております。この表は、ライターの業態別出荷比率というものを示しているも  
ので、この表をもとに幾つか述べております。まず、ライターはあらゆる業態の店舗に出荷されて  
いるということ。特にディスパーザブルライターは、コンビニエンスストアや一般小売店など、子供がよく  
出入りするような店舗に多く出荷されている。様々な店舗のあらゆる場所で子供がライターと接触す  
る機会があることから、ライターを販売している事業者は、子供への安全対策として取り扱いに注意  
するなど、販売方法を検討する必要があると考えるということを述べております。

以上で第2章についての説明を終わります。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

最後のほうは、仲野委員には少し厳しいことも書いてあると思いますけれども、後でご意見を伺うということで、前半のほうは、清水委員の東京消防庁からいただいた年齢別のものとかいろいろと貴重なことが、前の事故発生とはまた違った視点からデータが出ております。これももう一度照合していただきたいと思います。

くどいようですが、51カ月というのは、協議会としての考え方はここに上手に表現していただきましたが、アメリカのCPSCのところは特にそうですが、できたらもう一回、メールでもファックスでも、ニューヨークの方もお忙しいと思いますが、51カ月というのはどういう理由で、あるいは、どういう背景でそこで切られているのかと。テストは確かに3グループになっていて、最後の一番高いところが51カ月ですが、さっきの年齢別の火災の実態から見てもそう不合理ということではありませんが、なぜ50カ月ではなくて51カ月なのか、何か理由があると思います。55カ月でもないし、60カ月でもない。そこを恐縮ですが、次回までの間に確認していただければと思います。

清水委員、今の前半のところに状況が載っておりますが、いかがでしょうか。

**清水委員** 特にはありませんが、やはり低年齢でもライターを使って、実際にこういう火遊びをしている、あるいは、死傷者が発生しているような状況も訴えたいと思いますし、特に死傷率が高いことを強調していただきたいと思います。そういう書き方で構成されていると思いますので、このような形であれば、その危険性を訴えられると思っております。

**詫間会長** ありがとうございます。先ほど配っていただいた資料では、これもさっきの1章のところに加えなければいけなくなりますが、神戸市長田区 地震の被害がひどかったところで、震災後はかなり整備されましたけど、くつとかサンダルなどを製造しておられる方が多いところですが、この事例は、3人のお子さんがいて、2歳と10カ月の男児。長女は5歳だから逃げて助かったんですね。お昼の12時ということで、食事に行ったとか、買い物に行かれたとか、お子さんだけになった事情はいろいろあるでしょうけど。

こういうことになると、警察のほうも立ち会うわけでしょう？ 意図的に放火したのではないかといろいろなこともありますので。

**清水委員** はい。火災の場合は、警察と合同で調査を行います。

**詫間会長** そうですよ。完全に意図的な事故かどうか、それから、死体解剖のこともありますしね。その辺は、とにかく痛ましいことです。

前に私がお指摘申し上げましたが、2人が亡くなっていて、もう1人いたというのは上の年齢だったようですね。その辺と共通したところがありますが、これはお母さんがライターを置いたまま出かけた間に火遊びをしたと。子供は、そういうことをするのは当たり前で、それを置いて出るということがま

ず問題ですが、出かけるときは、そういうものは一切いじれないようにしていくとかね。そこら辺の引き出しに入れたくらいではまた出してしまうね。子供はそういうところを見ているから。

とにかく、少子化もひどい状態になっているときに、こういうかわいそうなお子さんをまたまた亡くしてしまう 特に女の方は大切に、気をつけなければいけないということですが。

では、前半のほうは、そういうことで確認・照合していただいて、後半については、仲野委員からも貴重なデータをいただいて、一定程度の自主的な勧告というか、強制力はないけれども、65度で4時間の耐熱テストとか、炎の高さはどうかということについてはなさってくださいているようですが、ディスプレイライターは、タバコを売っているところで、コンビニエンスストアとか小売店とか、そういうところで売られるのは商売上も当然ということでこういうデータが出ているのではないかと思います。

失礼ですが、社団法人というのは、財団法人とは違って、いろいろと活動されなければいけないという規定がありますね。財団法人は、免税措置を受ける場合は、今度、2年以内に衣替えするところとしないところが出てきますが、社団法人の場合は、財団法人よりもっといろいろと普及活動とかいろいろな活動をしなければいけないと。財団法人は、どちらかというとおっとりしている 設立許可のときに資産がありますから、そういうこともあるかと思いますが。

ご意見をおっしゃっていただいて、また方向性を決めていただければと思います。

**仲野委員** 私の理解が悪いのかもしれませんが、前回の委員会で論点を整理していただいて、4つの論点についてお示しいただいたわけですが、その中で、業界にとって一番重要な対象年齢の部分と、対象製品をどうするか、ここについてはよく議論がされていなかったような気がします。対象年齢については、本日の報告書の中のご説明でいろいろお話が出ていましたので、これはアメリカやヨーロッパと同じように51カ月で線引きをするということはよろしいのではないかと思います。対象製品について、何らかの議論をしていただいて、業界のほうで対応をとりたいと考えておりますが。

**詫間会長** 今そういうご提案があって、重要なポイントだと存じます。要するに、ISOの上の、たぶん一番話題になるのはCRの部分ですね。それがどういう対象を中心に考えるかということでしょうね。

**仲野委員** アメリカとヨーロッパで違った品目の規制の仕方をしていまして、事務局のほうは、一番厳しい基準に合わせるというお考えではないかと思います。ただ、アメリカでも既にノベルティーライターを、州法で規制をしようとしても、その州法が成立しなかったようなケースもいろいろあります。ですから、ヨーロッパと同じように、ノベルティーライターを全面的に販売禁止にするというようなことは、業界としては避けたいと考えております。

**詫間会長** そういところも議論していただいたらよろしいかと思いますが、東京都は国ではありませんので、国法を扱うわけではないので、都民に対する条例としては一つのものをお考えならば、そういうことができることがあります。それから、国も、特例法で、住民投票を東京都が行えば、東京都だけで適用できる国法を設けることも法律的にはできますけど、そういうことを行った例はほとんどありません。

ですから、ここに書いてある方向性がすぐに国のレベルの法律になるということではないものですから、その辺は斟酌していただきたいと思います。

ただ、こんなことを言うとしかられますが、最近では政治主導ですから、根回しが全然なくてポーンと行きますから、その辺は注意していただいたほうがよろしいかと思いますが。今までのやり方だと、ボトムアップでいろいろ根回しをして、それで中止するとかしないとか決めている場合が多かったのですが、今のやり方がどの程度まで通用するかという問題もありますけど。

**仲野委員** 少し先走ったような話になるかもしれませんが、国に何らかの規制を要望するというような報告書の結論になるとして、そのときに、一番の問題は、テストをどのように行うのかという問題になると思います。そこについて、国への要望の中で、特に強調してテスト方法についてのスタディを国で行っていただくようなおまとめをいただけたらと思っております。

私は、9月の終わりに、ライターの安全会議でワシントンに行ってまいりました。CPSCの本部で会議がありまして、CPSCの人間やテストラボからもいろいろな人間が参加していて、いろいろと話を聞きました。やはりヨーロッパでは、子供を集めたテストパネルは、親の反対で成立しなかったということでした。ですから、日本でそういう方法をとるということは、現実的にはできないのではないかと判断しております。

**詫間会長** それは、物を相手にしたテストはわりと厳密にできますけど、ヒューマン・インターアクションというか、そういう形で実験をすることが非常に難しいのは確かですけどね。ただ、それがレジスタンスになって前に進まないことも問題ですね。ロー・レジスタンスというか。

**持丸副会長** 直接的な回答と、前のことも含めて何点かあります。

まず試験方法については、私も今この場で明快には回答できません。私個人の考えとしては、おっしゃるとおり、簡単なことではない。それには2つのことがあります。一つは、試験方法そのものがアベイラブルか、適用可能かということ。欧州のケースで、先ほど私からも質問をしたのはそのことも含めてですが、事前の事例を見て、専門家でチェックできる場所があればチェックするとか、欧州に少し学ぶような形で進めていかないと、実態としては難しいかなという思いがしています。

もう一つはこれと絡みますが、それがサステナブルにきちんと機能する組織として対応できていく

かどうかということももう一つあります。これについても、私も今ここで明快にコメントできるわけではないので、この委員会の結論としては、そこの実現性も含めて国のほうにお願いしたい。要するに、それはセットですね。法をつくるならば、法が動くような、持続可能なものをつくってくださいということになります。それはたぶん、この委員会の一つの出口として妥当なのではないかと思っております。

もう一つが、これは私の意見ですが、ノベルティーライターの件です。実は、私も、どうするかなど思っていたのですが、今回、この結果を見る限りでは、かなりノベルティーライターが特殊なケースで販売されている実態もあって、これは何とかしなければやや、やむを得ないところがあるかなという気がしています。今、ガチャポンを使っているのは、どちらかというと、実は我々の世代が多くて、本当は子供向けに売っているつもりではないでしょうが、実際にはお子さんが買いやすいところにあって、こういうことになっているという実態は何か考えなければいけなくて、これは、もちろんこの委員会として何かの結論を出すわけではありませんが、このデータを引用して、この委員会としての意見をまとめるということはあるかなというのが私の意見です。

3つ目は、別の話ですが、今の章のところ、例えば26ページに、メリットとして云々ということが載っていますね。できれば、あえて、デメリットとしてということをつけ加えていただきたいという気がします。それは、仲野さんは黙っていらっしゃいますが、高齢者などで操作困難が起きる可能性があります。私は、これをうまく回避できるかと思ったら、先日もお話ししたとおり、既に数多くの効果的な構造が海外企業によって国内特許が取得されていますので、力を強くするとか、そういう作戦に頼らざるを得ない。そこまで書くかどうかは別として。要するに、何でも幸せなことが起きるわけではないということ。なぜこれを書くかという、もし、これが出たときに、国民にご理解をいただかなければいけないわけで、自分の家には子供はいないのに、なぜ急にライターが使いにくくなったのかということに対して、もしこれを行うのであれば、日本中の子供を安全にするために、あなたは少しがまんしてくださいということ。つまり、嫌なことが起きるわけです。使いにくくなった上に高くなってしまう。それに対してご理解を得るのは、残念ながら、ライター業界ではなくて、これを出す国なり自治体が説明をしていかなければならないところだと思いますので、そこは、私の意見としては、しっかりこの中に書いておいたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

今おっしゃった試験方法の問題とノベルティーライターの取り扱いの問題と、少なくとも2つのポイントがありますね。それと、デメリットの問題。デメリットの問題は、我々老人の扶養家族控除が撤廃されて、その部分が子ども手当に行くということとよく似ていると思って聞いていました。子供は社会

全体のものだからということで、我々が多少の犠牲を払ってその分の財源をつくっていかねばいけないということだろうと思いますが。

そこまでおっしゃる老人の方は、今、ノンスモーキングの傾向も増えていますから、そうたくさん的人口にはなっていないだろうと思いますが。

ただ、経産省のほうから出向された方と移籍された方と、両方を含めて少なくとも20～30人の方が消費者庁のほうに移っておられますよね。だから、そこら辺とのすり合わせなどもしなければいけないし、ライターだけについて、何かそういう法律的なものが考えられるということはないと思いますね。行政官としても、やるならもう少し広く、子供に対するチャイルドレジスタンスの対象になるものがいっぱいあるわけですから。先回行った折りたたみ椅子もそうですし、アパレルはみんなそうですから。だからそういうことはないと思いますけど。

その辺で、公式的に言うとかえってまずい部分が出てきますけど、消安法で、1週間以内に重大事故を発表しなければいけないことになりましたから、これにライターの事故が数軒出ていましたね、9月30日とか最近のもので。重大事故というのはかなり絞られたものですが、それにもかかわらず何度もライターについての火災や火遊びによる死者が、神戸の事故のような事例が出始めると、消費者庁も、経産省も、業界とも相談しなければいけなくなりますね。そういう社会状況との関係もあるだろうとは思いますが。

私の感じとしては、試験方法その他については、モデルというか、アメリカではこうしている、ヨーロッパではこういう理由でこうしているというようなことを一応、参考情報として業界のほうにも、社団法人を通じて広くお知らせいただくことが第1段階として必要ではないかと思います。そういうものは一切する必要がないということではなくてね。それと、コストにはね返るからというようなことではなくて。その問題は、だんだんとそういうことに配慮しているということ自体が付加価値になってきますからね。エコ問題と同じで。だから、先を読むと、必ずしもマイナスではないのではないかという感じがします。

そのほかにご意見ございませんか。

**小林委員** これから先に提言の章に入るので、そちらのほうはどういう形の提言になるのかというところが少し心配ですが、今の時点のところまででしたら、私は、ユーザーの側というか、子供たちと一緒に日々過ごしている者として、やはり大人のライターの扱いそのものにとっても問題があるというも思っています。もちろん、ライターにいろいろな規制をかけて、もうこれ以上ないという万全なものになったとしても、こうした、小さいけれども危険物ですので、その扱いに対して大人たちがあまりに無頓着なのではないかという現状を考えたときに、そのことを何らかの形で警鐘を鳴らすことができるような提言につなげていきたいと感じています。ここまでのところだけを見ていると、そうは思いつ

つも、ライターばかりが悪者のように見えてしまうようなところもあって、気の毒と思うところも、正直なところ、あります。

24ページの図18「適合品ラベル」の図に、「警告」とあって、最初に「子供に触れさせない。」、あと2、3とありまして、最初に「子供に触れさせない。」と明記していただいていることは大変ありがたいと思いますが、この中に入らないもので、廃棄の仕方について触れられていないので、廃棄についてのが何らかの形で表示されるといいなと思います。

というのは、私の住まいの近所にコインランドリーがありまして、コインランドリーの乾燥機は、回転するとわたぼこりが出ますので、そのわたぼこりがフィルターのところにとまります。そのフィルターのところ、月に何回かはガスライターがあるということをコインランドリーの奥さんから話を聞いてびっくりしました。相当の高温になるところで、長い方だと、1時間近く回転させているという状況の中にライターがあって、それでよく大丈夫だったねと。たまにプラスチックの部分が少し溶けたような形跡が残ったりすることもあるようで、ちょっと怖いという話を聞きました。

そういうことがあっても、それは、使っている方は知らないでいるんですね。恐らく、ポケットか何かに入れたまま乾燥機にかけてしまって、そのまま回して、ライターはフィルターのほうに落ちて、出来上がったものには溶けたライターは残らないので、何も知らないで過ごすということだと思います。ランドリーの奥さんは、それを一生懸命に掃除して怖い思いをしている。

もしかすると、ごみ収集車などについても、ガスボンベのときと同じように、何か危ないことが起きたりということがなかったのかなと考えたりすると、やはり、ぜひ、取り扱いの警告のところ、廃棄の仕方についても考慮してくださいという項目を入れていただけるといいなと感じましたので、ご検討いただけたらうれしいと思います。

**小野委員** 先ほど、これはライターだけにとどまらないでというお話がありました。幾つか子供に絡む事故で似ている話を補足しますと、まずアイロンがあります。ある小児科の先生からお聞きした話ですと、子供に見せないこと、子供の前でアイロンを使わないことが事故予防の決め手だとのことでした。現在一つの提案として、IHアイロンとして熱くないアイロンにするという研究成果がありますが、実用化までにはもう少し日にちが必要だと思います。

また、ガスコンロも、子供は平気で台を持ってきて操作のまねをします。これはIHヒーターでもありうことで、大きな火傷をする可能性があると思います。

炊飯ジャーでも親のまねによる火傷の事故が起きています。それから、スイッチ式のお風呂でも、台を持ってきて、かなりの高温まで上げてしまうということがあると聞いています。

こうしたことは、子供の模倣能力をあとどっているせいなのか、あるいは、子供の事故に直面して

いないせいなのかよく判りませんが、子供が親のまねをすることによって起こる事故の幾つかの例だ  
と思います。

今回のライターに近いものとして、チャイルドロックというものがあり、百円ショップなどで売られてい  
ます。後付けで、ドアが開かないようにするとか、ふたが開かないようにするものです。これも特許を  
含めていろいろなところで開発されていますが、海外品を含めてどこまで有効性があるのかがよくわ  
からない中で販売されています。例えば、薬品や化粧品、あるいは洗剤等を誤って飲んでしまう  
という事故を防止するために、ふたが開かないようにするものですが、ある程度の年齢になるとチャイ  
ルドロックを解除してしまう能力を持つそうです。今回のガスライターへの対策は、こうした分野を今  
後どうするのか、どう対策を進めていくのか、展開性が非常にあると思っていまして、私なりに継続し  
て見ていきたいと思えます。

**清水委員** よろしいですか。

**詫間会長** どうぞ。

**清水委員** 小林委員、仲野委員からしつけの部分のお話がありましたが、確かにそれも大事だと  
思います。アメリカは、しつけの部分と仕掛けの部分、その両輪をうまく回して、事故や災害から子  
供たちや消費者を守っていきこうという発想で様々な規制を行っており、日本は、どちらかというとしつ  
けの部分を重視している傾向があると思えます。

このチャイルドレジスタンス機能以外にも、低燃焼性タバコで火災を防ごうとか、子供の衣類には  
防災製品を使うという規制もありますし、いろいろな規制がアメリカではかなり進んでいて、また、EU  
でも取り入れられているという状況にあります。どうしてもしつけの部分だけでは、こうした事故はな  
かなか防ぎきれない状況にありますので、日本も、仕掛けの部分を強化しなさいという声をもっと上  
がっていいのかなと思えます。

まして、子供に関わる災害ですし、私どもが提供させていただいたデータの中からも、これは重大  
な問題があることが明らかだと思えます。確かに、使いづらという弊害も一方ではあると思えます  
が、それに比べたら重大性が大きい問題だと思えますので、試験方法云々の話もありますが、その  
ような認識を、いろいろな方面の方にお持ちいただくことがまず大事だと思えます。そういう意味で  
も、こういう結果をまとめて提言を上げていくことの意義があると思っております。

**詫間会長** ありがとうございます。

時間も押し迫っておりますので、第3部の提言のところに移りたいと思えます。CRの問題から始ま  
って、試験にかかわる取組の問題、試験方法、これも項目としては挙げさせていただいております  
し、今、清水委員がおっしゃったコンシューマーエデュケーション、消費者がどのように気をつける



かということ、しつけも含めて、親自身のしつけが大事であると。火災というのは重大なことですからね。学校でも、火災を起こしたら校長はクビになるわけで、教師論というものがあるって、一番大事なことは学校を燃やさないことだと。それで、なおかつ、子供に重傷を負わせない、死亡事故を起こさない、この2つを守れば退職金はもらえるんですよ。どちらかをやったら、必ず途中で辞めなければいけないと。保護者から強烈な抗議がきますからね。

そういうことも含めて、第3部、31、32ページの提言の説明をお願いします。

**安全担当係長** それでは、第3章についてご説明いたします。資料11の31ページ、32ページです。

第3章の「ライターの子供に対する安全対策に係る今後の取組についての提言」が、この報告書の中で最も重要な部分になっております。ということで、この部分は読み上げさせていただいて、皆様と一緒にご確認をしたいと考えております。

(省略)

以上でございます。

**詫間会長** ありがとうございます。

ウのところ、製造事業者と販売事業者の両方について、努力してほしいという表現になっていきますので、法律的には努力義務でしょうか、そういう方向で案としては書いていただいております。

それから、コンシューマー、消費者教育といいますか、注意喚起その他は、(2)のイのところを書いていただいております。それと、(1)のCRの大事なことについても書いていただいておりますが、実際としては、もう少し肉厚になるわけでしょう。この文言を読まれたということは、この文言がかなり残るという意味もあると思いますが。

**安全担当係長** 初めてご提示したものですので、これから最終的な報告をいただくまでに何回か先生方に、文言の書きぶり等も含めて見ていただければということで、たたき台の案でございます。

**詫間会長** 仲野委員、今の段階で気がつかれたことをおっしゃってください。

**仲野委員** 31ページの下から3行目ですが、「消費生活用製品安全法などの法律による」と法律名が明記してありますが、ライターのCRについては、製造物の欠陥に当たるかどうか、その判断が固まっていませんので、できれば、消費生活用製品安全法という特定の法律名を挙げることは避けていただいて、「何らかの法律による」というような表現にしていただけたらと考えております。

**詫間会長** それはPL法の考え方ですね。

**仲野委員** はい。

それと、先ほどから会長がおっしゃっている、団体としての取組についてですが、32ページのウの

4行目、「そのため、製造事業者は、製造物責任の観点から 対策を講じるように努めること。」と  
なっておりますが、できれば、この部分については削除していただけたらと考えております。

特に「製造物責任の観点から」ということが、ライターのCRについては製造物責任に該当するの  
かどうなのか。ただ、ここで「製造物責任の観点から」の文言だけ取っていただいても、私としては、  
協会に持ち帰ったときに、こういう要望が出たということは、業界として対応できないと考えておりま  
す。

**詫間会長** 仲野さんの責任になっても困ると。

**仲野委員** いえ、それはいいんですけど、要望が出たのに業界として対応できないということは  
非常に恥ずかしいことでもありますので、できれば、業界での対応については削除していただき  
たいと考えております。

詫間会長からは、努力義務というなお話をちょうだいしておりますが。

**詫間会長** 最後のところは「努力義務」ということで、少しやわらかく表現していて、規制するとか  
そういう表現ではないんですけどね。ご意見として伺っておきます。

**仲野委員** はい。

それと、下から3行目になりますか、「事業者等の事故情報通報窓口」となっておりますが、今、私  
どもの業界では、物を売った方が、その物についての責任を負うということで、一義的に苦情とか事  
故処理については、その販売業者さんに通知をしていただくというような考えをとっております。で  
すから、業界としてまとめた事故情報の受付をするというような窓口を現状は持っていませんので、  
どうしてもこういう窓口が必要であるということになれば、改めて理事会等でお諮りして、窓口を設け  
るということになるかと思いますが、現状ではこういう窓口がありませんので、ここも削除していただ  
けたら削除していただきたいと考えております。

**詫間会長** 今おっしゃったのはどこですか。

**仲野委員** 32ページの下から3行目ですが、「事業者等の事故情報通報窓口」です。

**詫間会長** 事業者は、製造と販売と両方ありますが。

**仲野委員** 販売事業者等で、チェーンストア協会などは大きな団体ですので、いろいろと通報窓  
口をお持ちだと思いますが、当業界では、そういう窓口を設けていないのが現状です。物を売った  
人が責任を持ってくださいということで、取扱説明書なりに販売者の電話番号が明示してありますの  
で、一義的にはそこへ連絡をいただくというシステムを現状ではとっております。

**詫間会長** 社団法人として、そういう窓口が正式にはできていないということですね。

**仲野委員** はい。

**詫間会長** だけど、さっきの言い方だと、設ける用意が全然ないわけではないということですね。責任を負いたくないから窓口は絶対につくらないということでもないんですよ。

**仲野委員** 今までの考え方として、物をつくって売った人が、その製造物について責任を持ってくださいという考え方があります。

**詫間会長** 「製造」というと、製造業者が入りますね。

**仲野委員** はい。会員さんが、苦情はすべて団体の窓口に通報すればいいとなると、会員としての製造物責任の意識が希薄になるという考え方が従前の喫煙具協会としての考え方です。

**安全担当係長** この文言がわかりにくい表現になっているかと思いますが、今、仲野委員がおっしゃったように、これは各事業者のほうで相談窓口などを設けていたり、製品に、ここにお問い合わせくださいと記すことを積極的にきちんとしてくださいという意味合いでございます。業界団体のほうで窓口を設けてくださいという意味ではありません。各事業者の方がきちんと通報できる情報を消費者にご提供くださいということで、もう既になさっているということですね。

**仲野委員** わかりました。

**持丸副会長** 販売事業者に情報が行くというのが、一応、今の概念ですね。

**仲野委員** はい。

**持丸副会長** 日本ではどういう感じかわかりませんが、欧州では、販売事業者にすべて行くというのが一般的です。それはどういうことかということ、販売事業者の責任になって、どうしてその製品を販売したのかということに関する責任をしっかりとしようということで、CO2のフットプリントなどはみんなそうになっています。それは良い方向だと個人的には思っています。

**詫間会長** 非常に重要な点ですが、今、仲野委員がご指摘になった3点をすっば抜かしたら、何のための協議会だったのかということになってしまいますので、その点は時間をかけて、次回までにすり合わせをさせていただきたいと思います。いずれにしても、言及しないということではできませんので。それをしなかったら、報告書を作成する必要がないことになりますので、その辺は、課長さん、部長さんもおられますので、すり合わせを進めたいと思います。

PL法は、適用しようと思ったらどんな製品でも対象になってしまうわけですね。

ライターは除外特権があるとかいうことはないですよ。

**仲野委員** ないです。

**詫間会長** 瑕疵があった場合はですね。

だから、製造物責任ということをどう表現するかは、事務局と、私も必要に応じて参画させていただきますが、すり合わせをさせていただきたいと思っております。

そういうことで、本日は一応、案ですので、案に対してそういうご意見があったということを記録させていただければと思います。

**仲野委員** わかりました。

あと、報告書の細かいミスタイプ等は、事務局とすり合わせをさせていただきたいと思いますが、1点だけ事務局に確認させていただきたいと思いますが、22ページの真ん中から少し下、アメリカでは、安価であってもノベルティーライター以外の注入式ライターは対象にならないという記載がありますが、これは間違いではないかと思いますが、そういう解釈をされますか。

**詫間会長** 「アメリカでは、安価であってもノベルティーライター以外の注入式ライターは対象とならない。」、ノベルティーライターは対象になるんですね。これが正しいのかどうかということですか。

ニューヨークに、例の51カ月について聞くときに、ついでに聞いていただくということも必要でしょうね。現地の人に聞かなければ正確なことがわかりませんからね。

2.25ドル以下でも、注入式の場合は対象としていないことになりますね。

**仲野委員** そう読めますが、そういう解釈をされていますか。

**安全担当係長** そうですね。ただ、ディスポーザブルライターのみということです。

**詫間会長** 注入式は入れていないというのが今の。

**仲野委員** そうすると、安いライターでも注入弁がついていれば規制の対象外であるという解釈をされていますか。

**詫間会長** そうなってしまうですね。

**安全担当係長** いただいたものをそのまま読み取った状況ではそうなっていますが。

**詫間会長** 逆に、51カ月の件で質問するときに、そのことも、そういう解釈でいいのかと。英文を訳すときに間違えてる面もありますからね。

**安全担当係長** アメリカに行かれて状況をいろいろご確認されているので、これが間違っているという可能性もございます。

**詫間会長** いえ、こういう読み方でいいかどうかということです。

**仲野委員** 私の解釈では、ディスポーザブルライターという定義がまずあって、これはノンリフレラブルだと言っているんですね。もう一つが、いわゆるボタンとかイソブタンを燃料にするもので、カスタムバリューが、ここでは2ドルですけど、2ドル以下のものと言っているんですね。それをディスポーザブルライターと呼ぶという定義付けをしているのではないかと思います。これもまた後で確認をお願いします。

**詫間会長** 私も経験がありますけど、本省から訓令が来て、いろいろおっしゃるけど、ご承知のよ

うに、アメリカと日本では年齢の区分けも違いますし、対象物の定義についても違いますから。2.25ドル以下でも、注入式でなければフリーになっているかということは確認していただきたいと思います。そこはちょっとあやしい部分もありますね。そんなことをしたら安全性がすっぽ抜けてしまうから。CPSCとしては考えられないということもあり得るわけですね。

いずれにしても、ノベルティーは対象となっていることは確かだと思います。

では、そういうことで、文言については、細かいところでは、CPSCも訳し方がいろいろありますので、そこも注意していただきたいと思います。

恐縮ですが、次に、これからの協議会の議事の進行の問題と次回の日程についてです。次回は11月18日ということは決まっているかと思いますが、時間帯についてはご討議いただいてということで、いずれにしても18時からということはないと思います。

丹野さんからよろしくお願いします。

**安全担当係長** 資料12は、先ほど読み上げました提言に基づいて、今後、都が行っていく対応の案ということでまとめたものですので、後ほどお目通しいただければと思います。

国に対する要請や情報提供については、消費者庁や経済産業省あてにということと、業界に対する要望は、恐縮ですが、喫煙具協会様とチェーンストア協会様に差し上げる予定になります。

続きまして、資料13をご覧ください。今後の予定をまとめさせていただきました。本日の協議会の結果を踏まえて、資料11の報告書案については、修正をしまして、10月22日に事務局から新たなものを送付したいと考えております。紙のものは郵送で、データは電子メールでということでございます。それをご覧いただきまして、委員の方、お忙しいところを恐縮ですが、10月27日までに修正点の連絡をいただければと思います。連絡の手段はどういったものでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

いただいたご意見を踏まえまして、報告書案の修正版を事務局で作成し、11月2日に送付させていただきます。それをまたご確認いただきまして、11月6日にご連絡をいただくということでお願いしたいと思っております。たびたびのお願いで大変恐縮です。

11月18日には第4回協議会を開催したいと考えております。その際には、報告書を決定いただきまして都へご報告いただくということを考えております。

第4回協議会の件ですが、会長からもお話がありましたとおり、前回、11月18日の14時から16時までという予定で考えていましたが、内容的には、報告書案の決定、都への報告ということになりますので、2時間もかからないということで、1時間から1時間半を考えております。14時半開始か15時開始かどちらかにしようと考えおります。ただ、今の報告書の素案のものにどれだけ修正が加わるかと

ということで、第4回目のご説明の時間も変わってまいりますので、14半になるか、15時になるかは、また改めてご連絡差し上げたいと思います。ただ、終了予定時刻は16時ということで変わっていませんので、その点だけはご了承いただければと思います。

**詫間会長** 14時半か15時か、通知のときに確定するわけですね。

**安全担当係長** はい。通知を差し上げるときに時間を入れさせていただきます。

場所は、本日と同じC会議室です。よろしくお願いいたします。

**詫間会長** 10月27日の火曜日までに、何らかの形でご意見をお出しいただきたいと思います。

**小林委員** 資料12の「消費者への注意喚起」という項目の(1)のところで、「子供のいる家庭の保護者に対し、『安易な場所にライターを置かないこと』、『できれば、簡単に操作できるライターは買わないこと』、『子供に火の怖さを教えること』などを注意喚起する」とありますが、対象になっている年齢の子供たちに火の怖さを教えるというのはものすごく難しいので、もう少し違う文言を考えてはいかがかと思います。例えば、「ライターを触らせないようにする」とか、「ライターで遊んではだめと」いうことを徹底する」とかというような言い方のほうが具体性があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

**詫間会長** そうですね。しつけ的な方向でね。もちろん、幼稚園で教えるときと、保育所で教えるときと、言い方が少し違ってきますけど。

それでは、最後に総括的に部長さんから何かありますか。

**消費生活部長** 本日、いろいろと具体的なご提言、また、ご示唆もいただきまして、ありがとうございました。本日のご意見の中に、幾つか重要な論点もいただいていると思いますので、本日いただきましたものを大至急修正してお返しすることと、それと並行して、各委員の方からもご意見がございましたらお寄せいただければありがたいと思います。次回までに、修正点が幾つかあると思いますが、コンセンサスが得られる案文にしたいと思いますので、ご協力のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

**生活安全課長** 先生方、お忙しいところをいつもありがとうございます。いよいよ次回が最終回ですので、良い報告にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**20時08分閉会**